

第3章

歯科口腔保健向上のための市民と 歯科口腔保健を推進する専門団体の取り組み



市民の取り組み

歯と口の健康を保持増進するためには、市民一人ひとりが自ら取り組まなければならないことがあります。以下に、市民の具体的な取り組みを各年代に応じてまとめました。これらの市民の取り組みを行政や歯科口腔保健を推進する専門団体が支援します。

すべての市民は、子どもの頃から高齢期まで、生涯自分の歯と口で食べ、話す楽し

	妊娠期・乳幼児期	学齢期	
目標(方向性)	歯と口の健康やフッ化物の利用方法等について正しい知識を身につけ、親子で歯と口の健康づくりに努めます。	歯と口の大切さやフッ化物利用の効果について理解するとともに、自ら規則正しい生活習慣・歯みがき習慣・食習慣を身につけます。	
市民の具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠中や産後には歯と口のチェックを受けます。● 正しく「食べる」（かむ、のみこむ）力を身につけ五感を育てます。● フッ化物塗布を定期的に受けます。● フッ素入り歯みがき剤を使って歯をみがきます。● 砂糖の入った食べ物や飲み物を1日に何回もとらないようにします。	<ul style="list-style-type: none">● よくかんで味わい、五感を使って楽しく、規則正しい食習慣を身につけます。● 1日1回自分の歯と歯ぐきを見て、歯と口の健康管理をします。● フッ素入り歯みがき剤を使って歯をみがきます。● フッ化物塗布を定期的に受けます。● 糸つきようじ等を使って歯と歯の間を清潔に保ちます。● 砂糖の入った食べ物や飲み物を1日に何回もとらないようにします。● かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックを定期的に受けます。	
障がい者			
<ul style="list-style-type: none">● かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックを定期的に受けます。● フッ素入り歯みがき剤や適切な口腔清掃器具を使って歯を清潔に保ちます。			

歯と口の
健康づくりに心がけ、
「8020」を目指すのじゃ



©浜松市

みを享受でき、健康で質の高い生活を実現するために、8020運動に取り組みます。

	成人期	高齢期
	<p>歯と口の健康づくりのために、かかりつけ歯科医院で歯科検診・保健指導を受け、自分自身で、必要なケアに取り組みます。</p>	<p>歯の喪失等による口腔機能の低下を防止し、生涯、自分の口で食べることや話すことを楽しめるように取り組みます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日1回自分の歯と歯ぐきを見て、歯と口の健康管理をします。 ● 自分の口に合った歯のみがき方を身につけます。 ● フッ素入り歯みがき剤を使って歯をみがきます。 ● 歯間ブラシや糸つきようじ等を使って歯と歯の間を清潔に保ちます。 ● かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックを定期的に受けます。 ● よくかんで味わって食べること、栄養バランスのよい食事をとることで歯と口の健康維持、生活習慣病予防に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 口腔ケアに関する知識を得て、自分の口に合った歯のみがき方や健口体操を身につけます。 ● かかりつけ歯科医院を持ち、歯と口のチェックを定期的に受けます。 ● フッ素入り歯みがき剤や適切な口腔清掃器具を使って歯を清潔に保ちます。 ● 要支援や要介護状態においても、かかりつけ歯科医院等に相談し、口腔機能の維持向上を目指します。 ● 食べる機能に合わせた食を選び、口腔機能の維持向上を目指します。

の歯科

- 保護者や介助者による適切な口腔清掃方法によって歯と口を清潔に保ちます。



2 歯科口腔保健を推進する専門団体の取り組み

市民の歯と口の健康の向上を目指すために、市と歯科医療関係者が協力しながら歯と口の健康づくりの取り組みを行っています。

ここでは、歯科口腔保健を推進する専門団体として、一般社団法人 浜松市歯科医師会、特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会西部支部及び公益社団法人 静岡県歯科技工士会 浜松支部・浜名支部の取り組みを紹介します。

(1) 一般社団法人 浜松市歯科医師会

一般社団法人 浜松市歯科医師会は、現在、病院歯科の勤務歯科医も含め正会員準会員合わせて約440名の歯科医師が所属しており、昭和58(1983)年に浜松歯科衛生士専門学校を設立し、以来、本会によって運営され地域歯科保健に貢献すべき歯科衛生士の養成を行っています。また、平成32(2020)年には本会設立百周年を迎えようとしており、永年に亘り浜松市民の公衆衛生に寄与してきました。

本会の主な活動は、歯科医療発展の為の歯科医学・技術の研鑽を行うことはもちろんですが、少子化と超高齢化による社会構造の大きな変化に伴い、市民ニーズの多様化に積極的に対応していくかなければならないと考えています。

浜松市民の生涯に亘り、誰もが、何処に住んでいても、またどんな状態であっても、安心安全で質の高い歯科医療が受けられるよう、本計画の目標でもある市民の「心身の健康保持増進」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目指しています。

その取り組みは、浜松市より委託されている事業としての各種健診（検診）事業や市民公開講座などの啓発・広報活動や、各ライフステージ並びに状況に応じた歯科口腔保健への対応として関係諸団体や市民の皆さんと連携をしながら様々な事業を行っています。

=浜松市より委託されている事業として=

- 妊婦歯科健康診査
- 3歳児歯科健康診査
- 学校（園）健康診断
- 歯周病検診
- 歯科訪問診査
- 市民公開講座
- 1歳6ヶ月児歯科健康診査
- 就学時健康診断
- 障がい者施設歯科健診
- 休日救急歯科診療事業



「元気な歯から明るい笑顔が生まれる」
ことを目指して、一般社団法人 浜松市歯科医師会が、デザインしたロゴマークです。

浜松市歯科医師会は8020運動を推進し、市民の歯と口の健康を守っていきます。

=具体的な取り組みとして=

- すべてのライフステージにおいて、かかりつけ歯科医としての定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）、歯科保健指導、予防処置を行い健全な歯科口腔保健の維持向上に努めています。
- 浜松市より委託されている1歳6か月児・3歳児歯科健康診査などの集団健診事業に協力し、子どもたちの健全な口腔機能育成について指導を行います。
- 学校歯科医として、学校（園）歯科健康診査や学校保健委員会に協力し児童生徒への適切な口腔保健指導を行っています。
- 食育を支援し、健全な口腔機能の獲得・育成のための食べ方の指導に努めています。
- 静岡県後期高齢者医療広域連合から委託された後期高齢者歯科健診をはじめ、各健保組合等委託の事業所歯科健診、酸を取扱う事業所の歯科健診を実施しています。
- 浜松市民への啓発活動として、浜松市と協働して「歯と口の健康週間事業」「市民公開講座」を実施しています。
- かかりつけ歯科医として、市民の定期的な歯科検診、歯科保健指導等を実施し、家庭における浜松市民の取り組みに適切な情報や有益な保健指導の提供に努めています。
- いかなる状況下の浜松市民も迷えることなく歯と口の健康保持増進・口腔管理が出来、心身の健康保持・増進、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指せるよう浜松地域連携口腔管理システムの環境を整備しています。
- 医科医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携を促進し、多職種連携を図り、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの環境整備に努めています。
- 日常の健診や診療を通して、子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待を疑う場合は、関係機関と連携しながら、適切な支援に結びつけます。
- 障がい者親の会と情報交換会の開催、及び、障がい者歯科協力歯科医院登録制度を構築し運用しています。
- 口腔粘膜疾患（口腔がん）検診体制の検討を行っています。
- スポーツ歯学への取り組みを行っています。
- 超高齢社会に対応出来るかかりつけ歯科医や歯科衛生士の育成を行うと共に、適切な口腔保健サービスが提供出来、浜松市民が生涯を通じて口から食べることが出来るよう、研修会などで知識や技術の習得に努めています。
- 要介護高齢者に対し、かかりつけ歯科医として歯科訪問診療の実施、歯科衛生士による訪問での口腔衛生指導の実施に努めています。
- 静岡県歯科技工士会の義歯刻銘事業に協力しています。
- 健康はまつ21推進協力団体として健康はまつ21推進会議や浜松市歯科保健推進会議へ参加し浜松市民の歯と口の健康づくりを推進しています。
- 8020運動の推進及び、8020推進診療所機能の充実に努めています。
- 浜松市と災害時の医療救護活動に関する協定書を結び、浜松市防災会議への参加、浜松市医療救護計画への参画と浜松市が行う訓練（浜松市総合防災訓練・浜松市医療救護訓練）に協力しています。
- 浜松歯科衛生士専門学校を運営しており、地域歯科保健の向上に貢献すべき歯科衛生士の養成を行っています。

(2) 特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会

特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会は、昭和43(1968)年に任意団体として発足して、地域歯科保健の担い手として活動してきました。平成19(2007)年9月より、特定非営利活動法人格の認証を経て今日に至っています。

歯科衛生士は、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る（歯科衛生士法第一条）ことを目的として、歯と口の健康づくりを支援する専門職です。関係諸団体と連携をとりながら、地域住民の健康な生活を支援しています。

1. 会の取り組み

- 市民への歯と口の健康づくりに関する普及啓発の推進
- 障がいのある人の支援、高齢者、要介護者に対応できる歯科衛生士の養成と、知識・技能の研鑽

2. 関係諸団体・多職種と連携した取り組み

- 歯科衛生士のための知識技術の向上をめざした研修会の開催

3. 災害時対策の取り組み

- 大規模災害発生時に支援活動を行うための組織作り
- 歯科衛生士の災害時の対応力と資質向上の為の研修会（一般公開）の開催

4. 浜松市と連携した取り組み(西部支部)

- 口腔機能向上普及啓発事業への協力
- 歯と口の健康週間事業への協力
- 浜松市災害時歯科衛生士ボランティア登録への協力



地域住民の口腔保健の向上に関する自主開催事業活動の様子

歯科衛生士ゼミ2016

(3) 公益社団法人 静岡県歯科技工士会 浜松支部・浜名支部

歯科技工士とは、歯科医療において患者の症状に合った「歯科補てつ物」（入れ歯やかぶせ物など）を歯科医師の指示を受けて作成、修理、加工（「歯科技工」といいます。）することを仕事にしています。歯科技工士は患者に直接会うことは比較的少ないですが、患者の歯と口の健康回復を願い、良質な「歯科補てつ物」を作成することで、歯科医療の向上に貢献しています。

1. 会の取り組み

- 歯科技工士の技術向上を目的とした研修会の開催
- 市民等に対する講演会等の開催、歯と口の健康づくりの啓発

2. 関係諸団体・多職種と連携した取り組み

- 義歯刻銘事業の実施
- 歯と口の健康週間事業への協力
- マウスガード、歯周治療用装置、舌接触補助床等の適応者への啓発活動
- 歯科技工士の技術力向上のための研修会の実施



歯科技工所の様子



部分入れ歯



ブリッジ



冠(クラウン)

様々な歯科補てつ物

第4章

歯科口腔保健の目標 (再掲)

区分	指標	対象	H23年度 (2011年度) (基準値)	H28年度 (2016年度) (現状値)	H34年度 (2022年度) (最終目標値)
妊娠期・乳幼児期	妊娠歯科健康診査の受診率	妊娠	26.2% (平成24年度)	43.1%	50.0%
	むし歯の本数	3歳児	0.36本	0.30本	減少
		5歳児(年長児)	1.70本	1.24本	1.2本
	フッ化物塗布を受ける子どもの割合	1~6歳	52.2%	53.4% #	60.0%
学齢期	フッ化物洗口を実施する幼稚園・保育所・こども園の数	幼稚園・保育所・こども園	82園	99園	105園
	むし歯の本数	12歳児(小学6年)	0.75本	0.47本	減少
		15歳児(中学3年)	1.36本	0.98本	0.9本
	フッ化物塗布を受ける子どもの割合	7~12歳	21.8%	42.5% #	増加
	定期的に歯科検診を受ける人の割合	7~12歳	40.2%	54.8% #	増加
		13~19歳	18.3%	19.9% #	25.0%
成人期	歯肉炎・歯周炎を有する人の割合	20~29歳 保護者歯科検診受診者	40.4%	45.5%	30.0%
	進行した歯周炎を有する人の割合	40~49歳 歯周病検診受診者	39.4%	39.7%	35.0%
		60~69歳 * 歯周病検診受診者	56.3%	53.8%	45.0%
	歯間ブラシや糸つきようじの使用率	35~64歳	33.6%	43.8% #	増加
	定期的に歯科検診を受ける人の割合	20~64歳	21.6%	31.2% #	50.0%
		保護者歯科検診受診者	28.0%	34.0%	40.0%
	自分の歯の本数	60~64歳	25.5本	25.0本 #	27.0本
	24本以上の歯を有する人の割合	60~64歳	76.8%	75.2% #	85.0%
高齢期	自分の歯の本数	70~74歳	20.4本	22.6本 #	24.0本
		80~84歳	15.7本	14.6本 #	20.0本
		85歳以上	10.4本	12.8本 #	15.0本
	20本以上の歯を有する人の割合	80~84歳	47.6%	43.5% #	60.0%
	定期的に歯科検診を受ける人の割合	65歳以上	——	32.3% #	50.0%
障がい者の歯科	咀嚼が良好な人の割合	65歳以上	——	69.7% #	増加
	定期的に歯科受診している人の割合	障がい者施設歯科健診受診者	46.8%	54.5%	60.0%

#「健康はままつ21」 平成28年度市民アンケート調査結果

その他のデータは、各種歯科検診等の結果から得られた値

* 国の指標との整合性を図るために、65~69歳も成人期に含めています

※□のものは新規に導入した指標や数値

資料編

浜松市歯科口腔保健推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が心身の健康の保持増進及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯と口腔の健康の保持増進及びこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉又は教育に係る業務に従事する者であつて歯科口腔保健に関する業務を行う者（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯と口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を自主的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びこれらの機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他

の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識及び理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、相互に、及び保健医療等関係者と連携して、歯科口腔保健（歯と口腔の機能の回復によるものを含む。以下この項において同じ。）に資するよう、良質かつ適切に歯科医療等業務を行うほか、歯科口腔保健を推進するよう努めなければならない。

2 歯科医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保健医療等関係者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、相互に、及び歯科医療等関係者と連携して、歯科口腔保健を推進するよう努めなければならない。

2 保健医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施)

第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発並びに歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進
- (2) 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨
- (3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進するための運動をいう。）の推進
- (4) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科疾患の予防対策
- (5) 個別的に又は公衆衛生の見地から行う科学的根拠に基づいた歯科疾患の効果的な予防のための措置
- (6) 障害者、介護を必要とする者その他の者であって定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は歯科医療を受けることができるようにするための必要な施策
- (7) 災害時における応急的な歯科医療の提供等に関し必要な施策
- (8) 歯科口腔保健の推進に関する調査及び研究並びに情報の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

（計画の策定）

- 第10条 市長は、前条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を聴くとともに、第

11条第1項に規定する浜松市歯科保健推進会議の意見を聽かなければならない。

- 3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

（浜松市歯科保健推進会議）

第11条 市は、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市歯科保健推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他市長が特に必要があると認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（推進会議の会議）

- 第12条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

- 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

浜松市歯科保健推進会議委員名簿

任期：平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日まで （敬称略、委員は順不同）

区分	氏名	所属団体名等
会長	大野 守弘	一般社団法人 浜松市歯科医師会
職務代理者	野口 泰之	一般社団法人 浜松市医師会
委員	才川 隆弘	一般社団法人 浜松市歯科医師会
委員	長野 正弘	一般社団法人 浜松市歯科医師会
委員	澤井 康行	一般社団法人 浜松市薬剤師会
委員	池谷 志保	特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会
委員	増谷 昌子	浜松民間保育園園長会
委員	市川 明美	浜松市介護支援専門員連絡協議会
委員	小田 史子	浜松市手つなぐ育成会
委員	玉澤 正子	ヘルスボランティア活動連絡会

※所属団体名は平成29(2017)年度現在

浜松市歯科口腔保健推進計画 中間評価・後期計画

発行：浜松市
編集：浜松市健康福祉部健康増進課
住所：〒432-8550
浜松市中区鴨江二丁目11番2号
電話 053-453-6129
FAX 053-453-3238
発行年月：平成30(2018)年3月
